

このお知らせは、空き家を所有していない方、適正に管理されている方にも同封しています。ご了承ください。

空き家の無料相談会

不動産に関する各専門家が空き家の相談にお応えします。
鶴岡市内に空き家をお持ちの方は、ぜひご参加ください。



(対応する専門家)

- ・山形県宅地建物取引業協会鶴岡・山形県建設業協会鶴岡支部
- ・司法書士・山形県行政書士会鶴岡支部・山形県土地家屋調査士会鶴岡支部
- ・解体業・鶴岡市環境課・都市計画課

- 日 時：1回目 平成30年 6月 9日(土) いずれも
2回目 平成30年 8月 4日(土) 午前10時から12時まで
3回目 平成30年11月10日(土) ※最終受付は午前12時(正午)

場 所：鶴岡市勤労者会館 大ホール（鶴岡市泉町8-57）(予定)

相談料：無料

申込み：事前の申込みは必要ありませんが、予約も可能です。

鶴岡市都市計画課
TEL (0235) 25-2111
FAX (0235) 25-2059
Email tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp

NPO 法人つるおかランド・バンク
TEL (0235) 64-1567
FAX (0235) 64-1588
Email info@t-landbank.org



「つるおかランド・バンク」は空き家・空き地問題を解決し、住みよいまちづくりを目指す特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

空き家バンク

空き家バンクに登録することで空き家を
処分したい方と望んでいる方の橋渡しを
します。

空き家管理受託

建物の内外部の点検、庭木や雑草の状況
確認、災害後のチェックなど、空き家の
安全・安心をサポートします。

空き家の適正管理にご協力ください

誰も住まなくなった家は、外壁が壊れてきたり庭の草木が伸びたりして、ご近所や付近を通る人に迷惑をかけることがあり、市にはそのような空き家に関する相談が寄せられています。空き家は個人の財産ですので、所有者等が適正に管理してください。

所有する空き家の適正管理及び有効活用について

例えば、

- ・高齢のため、自ら管理するのが難しくなってきた
- ・遠方に住んでいるため、年に何度も点検に行けない
- ・台風や大雪の後、どうなっているか気になる
- ・解体して更地にするには、どのくらい費用がかかるか
- ・実家を相続したが、有効に利用する手立てはないか

または近所にある空き家について

例えば、

- ・老朽化した外壁や雨どいが落ちてきた
- ・敷地内の樹木や雑草が伸びて、道路や隣地に越境している

このようなお悩みや困りごとは鶴岡市環境課にお早めにご相談ください。



◎相続登記をしましょう◎

空き家の管理責任は所有者にあります。（空家
等対策特別措置法第3条）しかし、相続登記を
していないと相続人が多数となり、思わぬトラ
ブルに発展することがあります。
自分の財産の権利と義務を守るために相続登
記がたいせつです。

鶴岡市市民部環境課 電話 (0235) 25-2111 (内線 718)
FAX (0235) 22-2868
E-mail kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp

建物を解体される皆さんへ

建物を解体するときは、届出をお願いします。
届出を基に現地調査を行い、課税台帳から抹消し
ますので、適正課税のためにご協力ください。

●建物解体の届出窓口

鶴岡市 総務部課税課 家屋評価係
電話 (0235) 25-2111
(内線 208~210、245)